


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄	
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特別職職員の給与等に関する条例		
	部課機関			
1. 要旨				
<p>1) 改正の要旨</p> <p>東京都人事委員会勧告に準じた給与改定を行う。</p> <p>公民較差を是正するための改定（引き続き、東京都の給料表に準拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給を0.13%引上げる（再任用職員も引上げを実施）。 ※給料表の改定は、平成26年4月に遡及して実施 ・特別給（賞与）を0.25月（再任用職員は0.10月）引上げ、勤勉手当に配分 ※特別給の引上げは、平成26年12月支給分から実施 <p>2) 施行日等</p> <p>公布の日から施行し、改正後の本条例の規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成26年4月1日から適用する。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>平成26年10月 9日 東京都人事委員会の勧告</p> <p>平成26年11月27日 職員組合から同意書を受理</p> <p>文書課審査済</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>東京都における組合妥結後の事務処理のため、時間的余裕がなく、庁議付議する暇がないことから持ち回り庁議にて対応することとし、持ち回り庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。</p> <p>上記の条例を改正する議案を平成26年第4回市議会定例会に追加議案として提案したい。</p> <p>平成26年第4回市議会定例会で可決した場合は、上記のとおり施行したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。